

## I. 事実の概要<sup>1</sup>

税理士 N は、顧問先からの顧問料等の取立てを集金代行業者 A に委託していた。A は、上記顧問先の預金口座から自動引落しの方法で顧問料等を集金した上、これを一括して N が指定した預金口座に振込送金していたが、N の妻が誤って、振込送金先を S 銀行 K 支店の X 名義の普通預金口座に変更する旨の届出をしてしまった。そして、A は集金した顧問料 75 万 31 円を同口座に振込んだ。X は、通帳の記載から A からの誤振込みがあったと知ったが、これを自己の借金の返済に充てようと考え、S 銀行 K 支店の窓口係員に対し、誤振込みがあった旨を告げずに、残高が 92 万 3253 円となっていた預金のうち 88 万円の払戻請求をし、交付を受けた。なお、引き下ろした現金 88 万円は、自己の借金の返済等で全額消費してしまった。

## II. 問題の所在

本間において、振込み人が誤振込みを行っているが、このような場合に受取人が誤振込みであることを知りながら、その事実を秘して払い戻しを請求して金銭を取得する行為は詐欺罪(246 条 1 項)を構成するといえるか。受取人と被仕向銀行との間に預金債権の成否と関連して問題となる。

## III. 学説の状況

### 1. 被仕向銀行と受取人間の預金債権の成否について

甲説：肯定説<sup>2</sup>

被仕向銀行と受取人間の預金債権の成立を肯定する説。

乙説：否定説<sup>3</sup>

被仕向銀行と受取人間の預金債権の成立を否定する説。

### 2. 誤振込みと知りつつこれを秘して払い戻しを受ける行為についての詐欺罪の成否

A 説：乙説を前提とし、受取人と被仕向銀行との間に預金債権が成立しない以上、受取人には払戻し権限が認められないため詐欺罪の成立を肯定する説<sup>4</sup>

B 説：甲説を前提とし、受取人と被仕向銀行との間に預金債権が成立する以上、受取人は正当な払戻し権限を有するとして犯罪の成立を否定する説<sup>5</sup>

C 説：甲説を前提とし、誤振込によって成立した預金債権にも債権者の占有を認め、誤振込による入金を占有離脱物と捉え、その預金を引き下ろしたときには占有離脱物横領罪が成立するとする説<sup>6</sup>

<sup>1</sup> 最高裁平成 15 年 3 月 12 日第二小法廷決定。

<sup>2</sup> 内田貴『民法Ⅱ債権各論(第2版)』(東京大学出版会,2007年)550頁。

<sup>3</sup> 岩原紳作「預金の帰属・預金者の認定と誤振込・振り込め詐欺等」江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論(下)』(商事法務,2007年)421頁。

<sup>4</sup> 西田典之「誤振込による預金の払戻と詐欺罪の成否」『判例セレクト'86~'00』509頁。

<sup>5</sup> 高橋則夫『刑法各論』(成文堂,2011年)353頁。

<sup>6</sup> 林幹人『刑法各論(第2版)』(東京大学出版,2007年)281頁。

D 説：甲説を前提としつつも、なお受取人には誤振込を銀行に告知すべき信義則上の義務があるとし、誤振込みの事実を秘して預金の払戻しを請求することは欺罔行為にあたりし詐欺罪の成立を肯定する説<sup>7</sup>

#### IV. 判例

##### 1. 最高裁平成 8 年 4 月 26 日第二小法廷判決<sup>8</sup>

###### [事案]

X は、A 銀行に対し、B に対する債務の弁済に充てるために 558 万円余を振り込む手続きをしたが、誤って C の普通預金口座に振込依頼をしてしまった。その入金記帳のなされた C の口座に対し、C の債権者である Y が公正証書に基づき差押えを行った。そして、Y の差押えに対し X が第三者意義の訴えを提起した。

###### [判旨]

「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当額の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。」とし、第三者異議の訴えを認めなかった。

##### 2. 最高裁平成 19 年 7 月 10 日第 2 小法廷決定。<sup>9</sup>

###### [事案]

個人で建設業を営む被告人 X は、市から下水道工事を受注し、その前払金として 480 万円の振込みを受けたが、うち 400 万円は下請業者に対する支払い分であり、前払い金制度の趣旨や市との契約等によって、この前払い金の使途・振込先は限定されていた。

X は、本件下水道工事前払い金を、限定されていた使途以外の目的である自己の資金繰りのために利用しようと考え、下請業者に無断で同業者名義の口座を開設した上、下請業者への支払であると業者を欺いて、当該口座に振り込み入金させた。

###### [判旨]

「X は、A 建設 X 名義の前払い金専用口座・・・の預金を自由に払い出すことはできず、あらかじめ提出した『前払金使途内訳明細書』と払出請求時に提出する『前払金振出依頼書』の内容が符合する場合に限り、その限度で払出しを受けられるのにすぎないのであるから、同口座に入金された金員は、同口座から X に払い出されることによって、初めて X の固有財産に帰属することになる関係にある(最判平 14・1・17 民集 56 - 1 - 20 参照)。すなわち、上記前払金専用口座に入金されている金員は、いまだ X において自己の財産として自由に処分できるものではない。」とし、一方で銀行は同口座の預金が予定された使途に従って使用されるように管理する義務を負っているとして、X の行為は詐欺罪に該当するとした。

<sup>7</sup> 今井 猛嘉 「預金の占有・誤振込みと財産犯の成否」『現代刑事法 5 卷 11 号』(現代法律出版、2003 年)107 頁。

<sup>8</sup> 最高裁判集 50 卷 5 号 1267 頁。

<sup>9</sup> 最高裁判集 61 卷 5 号 405 頁。

## V. 学説の検討

### 1. 振込依頼人と受取人間の預金債権の成否について

(1) 乙説のように、誤振込み、すなわち原因関係がないにもかかわらず振込みがなされてしまった場合には預金債権が成立しないとすると、銀行は常に振込みの原因関係を問題とせざるを得ないこととなり、きわめて不安定な地位に置かれることになってしまう。

したがって、乙説は採用しえない。

(2) そして、振り込み制度が安全、安価、迅速に資金を移動する手段であることを鑑みれば、振込みがなされた以上は画一的に受取人に預金債権が成立するとするのが合理的である。

したがって、検察側は甲説を採用する。

### 2. 誤振込みと知りつつこれを秘して払い戻しを受ける行為についての詐欺罪の成否

(1) 前述のように乙説が採用しえない以上、乙説を前提とする A 説も採用しえない。

(2) 銀行実務では、振込依頼人から誤振込みをしたとの申出があれば、組戻しをしたり、受取人から誤振込みがあった指摘がなされた場合にも、振込依頼人に振込の過誤の有無に関して照会する等、安全な振込送金制度を維持するための作業を行っている。これらの措置は、銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なものであって、払戻請求を受けた預金が誤振込みによるものか否かは、銀行が、直ちにその支払いに応ずるか否か決する上で重要な事柄である。そうすると、誤振込みを知った受取人が、銀行との間で継続的な預金取引を行っている者として、上記の調査や、照会、復元措置の必要性、有用性から、受取人において自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合に、上記の調査等を行わせるため、誤振込を銀行に告知すべき信義則上の義務を負うと解されるのは、社会生活上の条理からしても当然といえる。

それにもかかわらず、誤振込みがあった事実を秘匿して預金の払い戻しを請求し、直ちに預金の払い戻しをさせる行為は詐欺罪の予定する欺罔行為と評価することができる。

よって、検察側は D 説を採用する。

(3) また、受取人に告知義務がある以上、受取人の払戻し権限は一定程度制限されているといえる。したがって、正当な払戻し権限を正面から肯定する D 説は採用しえない。

(4) そして、払戻し権限が一定程度制限される以上、受取人は預金債権について自由に処分できるわけではないため受取人の預金債権についての占有も否定される。したがって、受取人に預金債権の占有を認める C 説も採用しえない。

## VI. 本問の検討

1. 本問において、N の妻の手違いにより自己の銀行口座に約 75 万円が振り込まれたことを奇貨として、S 銀行 K 支店の窓口で 88 万円の払い戻しを受けた X の行為につき、詐欺罪(246 条 1 項)は成立するか。

2. 検察側は誤振込による預金債権の成否につき甲説を採用するため、X は S 銀行 K 支店に対して預金債権を有している。そこで、X は正当な払戻し権限を有するとして払戻しを請求しても

欺罔行為には当たらないのではないか問題となる。

この点、検察側は D 説を採用する。したがって、預金債権が成立するとしても、X は誤振込を銀行に告知すべき信義則上の義務がある。よって、誤振込であることを秘して払戻しを請求することは欺罔行為にあたる。

3. そして、S 銀行 K 支店は X の当該預金債権は誤振込によるものではないと錯誤に陥っている。前述のように、銀行にとって払戻し請求を受けた預金債権が誤振込によるものか否かは、直ちにその支払いに応ずるか否か決する上で重要な事柄である。したがって、S 銀行 K 支店には詐欺罪における錯誤が認められる。
4. そして、その錯誤により、S 銀行 K 支店は直ちに払戻しに応じていることから処分行為及び財物の移転も認められる。
5. 以上より、X の当該行為は詐欺罪の構成要件を全て満たし、詐欺罪(246 条 1 項)が成立する。

## **VII. 結論**

X は詐欺罪(246 条 1 項)の罪責を負う。

以上